

<交通事故事件編>

※実費・消費税別です。

本書面は、あくまで目安であり、契約書の記載が優先されます。また、事案によって、弁護士費用額を適切な額で提示させていただくとともに、法テラスの利用もご案内させていただきます。

さらに、弁護士特約事件において、当事務所費用は、その特約の範囲内で、清算すれば足りることを原則いたします。

第1 相談料

初回1時間まで無料。以降、30分ごとに5000円

第2 通常の交通事故事件における弁護士費用

旧弁護士会報酬基準に準じます。

※ 治療期間中における事件のご依頼、後遺障害認定に対する異議についてのご希望など具体的な事案により、上記基準では、高額になったり少額であったりするおそれがございます。そこで、より事件に適した費用の額面・支払方法等を提案させていただきますので、まずはご相談下さい。

※ また、費用の分割等ご相談下さい。

第3 被害者側における軽微な交通事故事件

1 着手金 10万円～50万円
(基準額20万円)

※ 治療期間中における事件のご依頼、後遺障害認定に対する異議についてのご希望などを勘案し、上記基準内で決定させていただきます。ただし、治療期間の見込不明等の場合、上記基準が相応しくない場合がございます。この場合にも、具体的事案に応じた適切な費用の額面・支払方法等を提案させていただきますので、まずはご相談下さい

※ 着手金のお支払い時期は、報酬金からの清算を原則とさせていただきます。

2 法的手続移行時追加着手金 0円～10万円

※ 訴訟・紛争処理センター利用時に、着手金に追加させていただく金額です。交渉の経緯・立証の難易、契約時の着手金の多寡等により、具体的に決定させていただきます。

3 報酬金 得られた利益の10%相当額

第4 弁護士特約利用時

上記に関わらず、弁護士特約利用時には、同特約基準によることとなります。

以上